

非管理版

保険薬局による
訪問薬剤管理指導マニュアル
(保険薬局用)

制定日	2018年 10月 1日
改訂番号	2版
改訂日	2019年 4月 1日

 地方独立行政法人
総合病院 国保旭中央病院

薬剤局

1. 目的
2. 対象
 - ・ 対象と考えられる場合
 - ・ 対象と考えられない場合
3. 運用
 - ・ 導入までの流れ
 - I.入院患者の場合
 - II.外来患者の場合（保険薬局から提案する場合）
 - III.外来患者の場合（主治医から提案する場合）
 - ・ 報告
 - ・ その他
4. 運用フロー図
 - ・ 退院時に開始となる場合
 - ・ 外来にて開始となる場合
 - ・ 保険薬局からの報告
5. Q&A

[問い合わせ先] 薬剤局直通

FAX : 0479-63-8214、8215

TEL : 0479-63-8212、8213

1. 目的

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下、当院）の患者において、保険薬局による訪問薬剤管理指導を活用することで、在宅での継続的な医療（薬物療法）の確保、地域の医療機関との連携を目的とする。

※ このマニュアルは、『一般社団法人旭匠瑤薬剤師会』と共同し作成したものである。

2. 対象

在宅療養中の患者で通院が困難な者であって、服薬状況や薬剤管理に問題がある等、保険薬局の訪問薬剤管理指導が有益と考えられる患者を対象とする。

対象と考えられる場合

- ・薬物療法においてアドヒアランスが不良な患者
（特殊な服用方法が理解できていない場合など、例として抗リウマチ薬の隔週投与法）
- ・医師が薬剤師による訪問薬剤管理指導が必要と判断した患者
- ・退院前カンファレンスにて、訪問薬剤管理指導が必要と考えられる場合
- ・保険薬局の相談より、訪問薬剤管理指導が必要と考えられる場合
- ・医師による在宅診療および往診を受けている患者
- ・介護認定を受けている患者（介護者なしでは通常の生活が難しいと判断される）
- ・自立した通院が出来ない患者（ねたきり、自立歩行困難、認知症等）

※ 上記に含まれていない患者が、対象外というわけではありません。

対象と考えられない場合

- ・少なくとも誰の介助も必要とせず、独歩で通院できる患者（通院が容易であると判断できる）
- ・配送サービスのみを利用したい場合

3. 運用

[導入までの流れ]

I. 入院患者の場合

- ① 該当患者の退院に伴い、主治医、病棟看護師、病棟薬剤師、退院調整担当者が訪問薬剤管理指導の必要性を検討する。
- ② 訪問薬剤管理指導が必要と判断された場合は、退院調整担当者よりかかりつけの保険薬局へ連絡し、訪問薬剤管理指導受け入れが、可能かどうか確認する。
 - 訪問薬剤管理指導が可能な場合

退院前カンファレンスが開催される場合は、退院調整担当者より保険薬局へ参加の依頼があるので参加する。そこで、入院時の情報及び「保険薬局向け情報提供書（訪問薬剤管理指導指示書）」（以下、情報提供書（指示書））の提供を受ける。退院前カンファレンスに参加出来ない場合は、患者が持参する情報提供書により情報提供を受け、その発行をもって主治医からの指示とする。
 - 訪問薬剤管理指導に対応が難しい場合

患者の同意を得たうえで、訪問薬剤管理指導の対応可能な薬局へ受け入れ可能かどうか確認が行われる。〈別紙〉訪問薬剤管理指導可能な保険薬局一覧
- ③ 退院後、訪問薬剤管理指導を実施する。

II. 外来患者の場合（保険薬局から提案する場合）

- ① 保険薬局において患者本人、患者家族、介護者等により訪問薬剤管理指導の相談、依頼を受ける。
- ② 相談、依頼を受けた保険薬局は患者本人、患者家族、介護者等に対して、訪問薬剤管理指導に関する説明を行い、予め訪問薬剤管理指導導入希望の意思確認を済ませる。
- ③ 「保険薬局による訪問薬剤管理指導指示依頼書」（以下、依頼書）を用いて、FAXにて薬剤局へ相談する。当院にて、複数診療科を受診している場合は、把握できる範囲について診療科と主治医を依頼書に記載する。
- ④ 保険薬局は、薬剤局からの依頼書の返信を待ち、主治医による訪問薬剤管理指導の指示の可否を確認する。依頼書のFAX送付は次回受診日までに時間の余裕をもって行うこと。
- ⑤ 主治医より訪問薬剤管理指導の指示があった場合、次回受診日に患者より処方せんと一緒に情報提供書（指示書）を受け取る。情報提供書（指示書）がない場合は、疑義照会にて確認する。

- ⑥ 訪問薬剤管理指導を実施する。

Ⅲ. 外来患者の場合（主治医から提案する場合）

- ① 診察時に主治医より、訪問薬剤管理指導について説明し同意をとる。
- ② 患者にかかりつけの保険薬局を確認し、訪問薬剤管理指導の対応か可能か確認する。
かかりつけの薬局が対応不可の場合は、訪問薬剤管理指導可能な保険薬局への変更を検討する。
《参考》訪問薬剤管理指導可能な保険薬局一覧
- ③ 主治医は処方せんに「訪問薬剤管理指導」と記載し、併せて情報提供書（指示書）を発行する。
- ④ 患者は保険薬局を訪問し、処方せんと併せて情報提供書（指示書）を渡す。
- ⑤ 保険薬局は、情報提供書（指示書）がない場合、疑義照会にて確認する。
- ⑥ 保険薬局より、患者へ改めて訪問薬剤管理指導について説明し訪問日を相談する。
- ⑦ 訪問日までの薬剤を与薬する。
- ⑧ 患者宅を訪問し、訪問薬剤管理指導の介入を開始する。

[報告]

- ① 訪問薬剤管理指導を行った場合は、「訪問薬剤管理指導報告書」（以下、報告書）を作成する。なお、様式は問わない。
- ② 病院への報告書の提出は月に一度まとめて、翌月 10 日を目安に医療連携福祉相談室へ郵送する。

※介護保険適用されている場合

報告書は指示を出している医師だけでなく、担当ケアマネジャー等に対して提出すること。その際の提出方法については、事前に確認しておくこと。ケアマネジャー等への報告書は、訪問薬剤管理指導を行う度に作成、提出する。

○ 早急に対応が必要な場合

残薬調整や剤型変更など、早急に対応が必要な場合は「院外処方せん疑義照会票」（以下、疑義照会票）を使用し、FAXにて対応する。

○ 緊急性はないが報告が必要な場合

「服薬情報提供書（トレーシングレポート）」（以下、トレーシングレポート）を使用し、FAXにて対応する。

[その他]

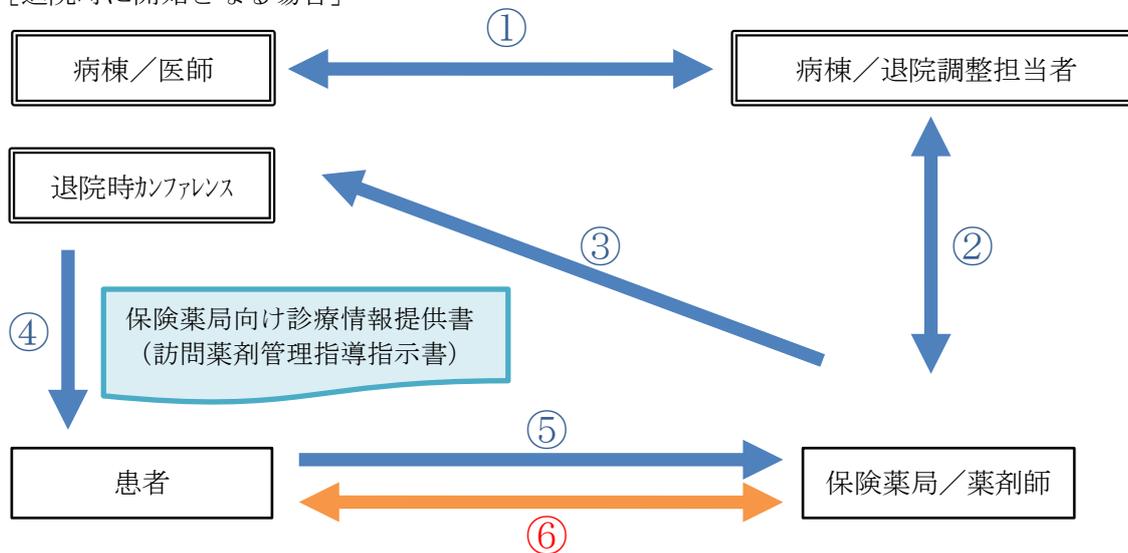
- ① 情報提供書（および指示書）に有効期限はない。訪問薬剤管理指導が終了した場合は、報告

書またはトレーシングレポートにて、その旨を当院へ報告する。

- ② 当院を含めて、複数の医療機関を定期的に受診している場合は、それぞれの主治医より訪問薬剤管理指導の指示をもらい、各主治医へ報告書を提出する。ただし、指示がもらえない医療機関についてはこの限りではない。

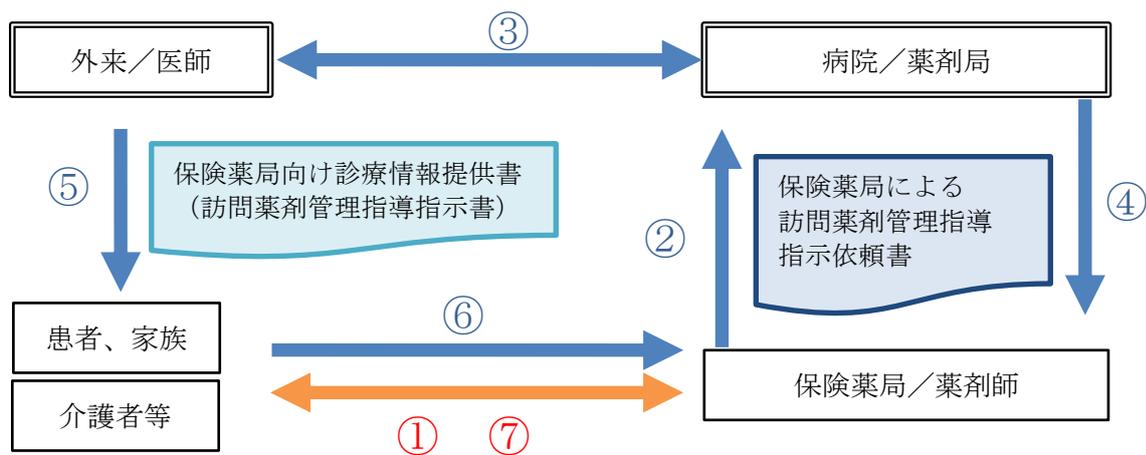
4. 運用フロー図

[退院時に開始となる場合]



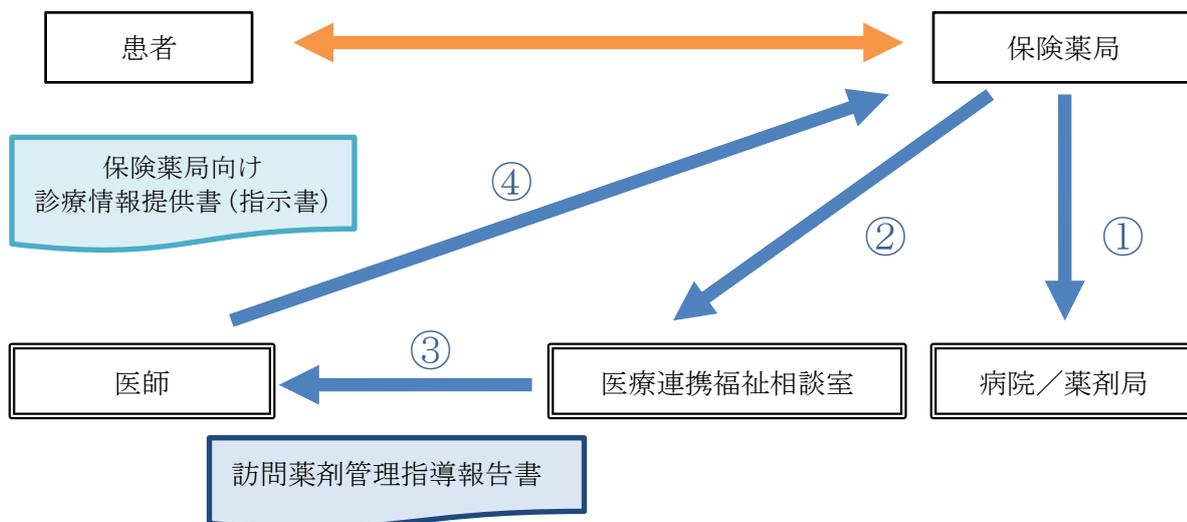
- ① 退院時、病棟にて訪問薬剤管理指導の必要性を検討する。
- ② 退院調整担当者から保険薬局へ相談がある。
- ③ 退院前カンファレンスで検討する。
(退院調整担当者より保険薬局薬剤師へ参加の依頼がある)
- ④ 医師 情報提供書 (指示書) を作成する
- ⑤ 患者 保険薬局へ情報提供書 (指示書) を提出する
- ⑥ 介入を開始する。

[外来にて開始となる場合] (保険薬局から提案する場合)



- ① 患者、家族、介護者等より意思確認し、訪問薬剤管理指導の了解を得る。
- ② 薬局へ、依頼書を FAX にて提出する。
- ③ 薬局は、依頼書を外来へ持って行く。
- ④ 医師より回答が帰ってき次第、保険薬局へ FAX にて返信する。
- ⑤ 医師は、次回診察時に情報提供書（指示書）を作成する。
- ⑥ 患者は、保険薬局へ情報提供書（指示書）を提出する。
- ⑦ 介入を開始する。

[報告]



- ① 早急に対応が必要な場合は、随時疑義照会票にて対応する。
緊急性はないが報告が必要な場合は、トレーシングレポートにて対応する。
- ② 訪問薬剤管理指導を実施したら、翌日 10 日を目安に医療連携福祉相談室へ郵送にて報告書を提出する。
- ③ 医療連携福祉相談室は電子カルテに取り込みこみ、医師へ報告する。
薬剤局の判断で報告が必要な場合、トレーシングレポートにて報告する。
- ④ 保険薬局へ新たに指示が必要な場合は、情報提供書（指示書）を発行される。

5. Q & A

Q1.保険薬局が訪問薬剤管理指導を実施する際の処方せんの受け渡し方法はどうか？

A1.患者家族等が担当薬局へ事前に FAX 送付をする。処方せん原本については患家にて受け取る。なお、当院より訪問診療をしている場合は、訪問診療後に処方せんの使用期限内（4 日以内）に患者家族等が病院から処方せんを受け取り、事前に FAX 送付する。処方せんは患家にて受け取る。

Q2.訪問薬剤管理指導の指示依頼を行い主治医より指示が貰えた場合でも、次回の受診日まで訪問薬剤管理指導を行うことが出来ないか？

A2.依頼書の返信があり、主治医が訪問薬剤管理指導を依頼する旨回答があった場合、回答日を以て指示があったと認識して構わない。但し、情報提供書（指示書）の発行は次回受診日となる。

Q3.訪問薬剤管理指導報告書について、訪問薬剤管理指導を複数回実施していても、まとめて月に 1 度郵送で提出となっているが、郵送するタイミングはいつでも良いのか？また、複数の患者に対して実施している場合は主治医毎や患者毎にまとめた方が良いのか？

A3.例えば、1 人の患者に対して当月に 4 回訪問指導を実施した場合は、翌月 10 日を目安にまとめて郵送して頂ければ構わない。また、複数の患者に対して実施している場合は、患者毎にまとめ、その中で主治医毎にまとめ、全ての報告書を 1 つの封筒に入れ郵送して頂きたい。

Q4.旭中央病院の複数の診療科を受診している患者について。依頼書を使用して 2 名の主治医に依頼した結果、1 名の主治医のみから指示が貰えた場合、指示を頂けなかった 1 名の主治医への報告書の提出は不要との認識で良いか？

A4.その通り。

Q5.処方せん発行ごとに「訪問薬剤管理指導」の指示は記載されるのか？

A5.記載されない。情報提供書（指示書）発行、または依頼書の返信をもって指示とする。しかし、外来診療時に、主治医より訪問依頼があった場合、初回のみ処方せんに「訪問薬剤管理指導」の指示が記載される。

Q6.訪問薬剤管理指導の介入が終了した場合はどうすればよいか？

A6.報告書または、トレーシングレポートにて介入が終了した旨を報告する。しかし、知り得ない場合はこの限りでない。

Q7.ケアマネジャー、介護職種等から訪問薬剤管理指導の介入を相談したい場合はどうすればよいか？

A7.ケアマネジャー、介護職等から直接病院へ相談するのではなく、まずは保険薬局と相談した後、保険薬局から旭中央病院薬剤局へ相談する。

Q8.介入中の患者が、救急受診した場合は、その処方医へ依頼を確認が必要か？

A8.必要はない。しかし、居宅療養管理指導、在宅患者訪問薬剤管理指導、在宅患者緊急訪問薬剤管理指

導を算定する場合は、主治医へ報告を行うこと。